

### 第33回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成27年10月20日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 25名
  - 1番 山口 忠雄
  - 2番 関 憲夫
  - 3番 高浦 芳一
  - 4番 篠原 覚
  - 5番 柳井 進
  - 6番 渡邊 久芝
  - 7番 渡邊 邦男
  - 8番 積田 雅美
  - 9番 佐久間 政男
  - 10番 多田 總一郎
  - 11番 山下 和彦
  - 12番 宮嶋 十郎
  - 13番 中川 喜一郎
  - 14番 板倉 保
  - 15番 佐久間 正夫
  - 16番 奥野 政義
  - 17番 峯下 健次
  - 19番 佐久間 保夫
  - 20番 地引 正和
  - 21番 御園 豊
  - 22番 葛田 吉弥
  - 24番 渡邊 喜一
  - 25番 笹生 猛
  - 26番 藤井 幸光
  - 27番 佐久間 清
- 5 欠席委員 1名
  - 18番 川名 康夫
- 6 出席事務局職員 4名
  - 佐久間事務局長
  - 在原副参事
  - 鈴木主幹
  - 高品副主査

◎開 会

平成27年10月20日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第33回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は26名中24名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。18番、川名康夫委員。

次に、おくれる委員の報告をいたします。26番、藤井幸光委員から本日おくれる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

21番、御園豊委員、22番、葛田吉弥委員を指名いたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。議案1ページをごらんください。本件は、平成27年10月2日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲渡人は農業を廃止したいとのことです。譲り受け人は、自宅から近く耕作上便利であることから、農業経営拡大を図るため購入したいとのことです。

総会資料1ページから2ページの位置図をごらんください。場所は、神納字石塚台です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で管理されておりました。

現地調査につきましては、神納でございますが、坂戸市場に近接していることから、地引委員に現地調査をお願いいたしました。

総会資料3ページに木更津市農業委員会発行の農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具については、草刈り機を所有しており、トラクター、田植え機、コンバイン、農用車、もみすり機、乾燥機については、借用にて作業しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で100日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

申請地は自宅に近く、今後も地域の基準に従って耕作し、農薬等の使用方法については、地域の防

除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

20番、地引正和委員。

○20番（地引正和君） 20番、地引です。

10月9日に代理人の〇〇〇〇〇の〇〇さんと現地で9時に会いまして調査いたしました。

今事務局から言われたように、譲り渡し人は埼玉県で、もう農業経営をやらないということがございます。譲り受け人は、地図でもおわかりのようにちょうどこの土地の反対側に住んでいる、道を隔てた反対側に住んでいる人でございます、非常に便利だということで今回買ったということがございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

引き続き、議案1ページをごらんください。本件は、平成27年10月5日付で提出がありました。

申請内容につきましては、場所は大曾根字北仲沖です。

総会資料4ページから5ページ的位置図をごらんください。申請地は、浮戸川上流Ⅲ期地区土地改良事業区域内とのことです。譲渡人は、後継者もなく農業経営の縮小をしたいので譲りたいとのことです。譲り受け人は、農業経営拡大を図るため、この申し出を受け、売買したいとのことです。現地

を確認いたしましたところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料6ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地がありますが、周囲が山林となっており、竹が繁茂したり道路がなく耕作できない土地とのことです。

農機具等については、トラクター、田植え機、耕運機、農用車を所有しており、刈り取りからもみすり等については委託しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で620日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

周辺は、水稻作付地帯であり、今後も水稻の作付をしていくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

24番、渡邊喜一委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊です。

10月7日9時に、購入者の〇〇さんと現場確認をしました。現場は、秋の収穫が終わった状態で、水田としては特に問題ありません。この売買のきっかけは、〇〇さんが水田のほう、もう耕作をやめるということで、それに対して〇〇さんのほうが経営を拡大するというで話がまとまったということです。皆さんのご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案第1号の3についてご説明させていただきます。議案2ページから3ページと会議資料7ページから10ページに本件に関する資料を載せております。本件は、平成27年9月10日付で提出がありました。

申請内容は、勝在住の方が、相続により取得した農地を農業者年金制度に基づき経営移譲年金を継続して受給するため、後継者へ使用貸借しようとするものです。

権利の種類は、使用貸借権の設定でございます。期間は10年です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号の4についてご説明させていただきます。議案3ページをごらんください。本件は、平成27年10月2日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲渡人は労働力不足のため、農業経営を縮小したく贈与したいとのことです。譲り受け人は、自作地に近く耕作上便利なことから贈与を受けるとのことです。

総会資料11ページから12ページの位置図をごらんください。場所は、高谷字岩井戸です。現地を確認しましたところ、現地は畑で管理されておりました。

総会資料13ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具については、トラクター、田植え機、農用車を所有しており、刈り取り、乾燥、もみすり等は委託しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で160日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

9番、佐久間政男委員。

○9番（佐久間政男君） 9番、佐久間です。

10月10日午後5時に、申請人〇〇さんより説明を受け現地を確認しました。現地は、高谷交差点より国道409号線を牛久方面に300メートルほど行った右側に位置し、作物が植えられ、きれいに管理されておりました。

内容ですが、この土地はもともと〇〇さんの所有でしたが、相続により姉の〇〇〇〇さんに贈与されました。それが姉〇〇さんが死亡して管理ができないので、今も管理耕作している〇〇さんのもとへということ、贈与するというので伺いました。

内容説明は以上です。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5についてを議題といたしますが、議案第1号の5及び議案第1号の6については、関連がありますので一括して議題とすることとし、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号の5及び6についてご説明申し上げます。議案3ページをごらんください。本件は、平成27年10月5日付で提出がありました。

申請内容につきましては、議案第1号の5及び議案第1号の6における譲り渡し人については、ともに労働力不足から贈与したいとのことです。譲り受け人においては、贈与の申し出を受け、農業経営の拡大をしたいとのことです。

総会資料14ページから18ページの位置図をごらんください。場所は、議案第1号の5、上宮田字長田は、現地は田で管理されておりました。下宮田字六反目は、現地は田で耕作されておりました。

議案第1号の6、下宮田字中谷は、現地は畑で耕作されておりました。

総会資料19ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。

農機具等については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われまます。農作業常時従事日数につきましては、世帯で960日従事しているとのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

譲り受け人については、地域の水利調整に参加し取り決めを遵守すること、地域の農地の利用調整に協力すること、農薬の使用方法等については地域の防除基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

5番、柳井進委員。

○5番（柳井 進君） 5番、柳井です。川名委員が先日、譲り受け人の〇〇さんから説明を受け、その内容を報告いただきましたので、ここに発表します。

譲り渡し人と譲り受け人の関係は親子で、〇〇さんが母親、もう一人の譲り渡し人の〇〇〇〇さんの娘です。譲り渡し人の〇〇〇〇〇さんは、現在施設に入っており、息子さんがいましたが、最近亡くなられ、ご自宅には誰も住んでおりません。〇〇さんは、現在2町5歩ほどの田を耕作、また8反歩の畑を耕作しており、ここでの耕作をしたいとのことです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。採決につきましては1件ずつ行います。

それでは、議案第1号の5について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定いたします。

#### ◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。議案4ページをごらんください。本件は、市原市在住の個人が、市川市在住の親族から申請地を使用貸借により借り受けし、住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。なお、本件については平成27年10月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料20ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の東側、袖ヶ浦駅前通りから国道16号を越えた福王台3丁目と神納の境、率土神社の北側に位置し、住宅や山林により分断される第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料21ページのとおりであり、排水について、汚水雑排水は合併浄化槽による処理後、市道側溝へ放流し、雨水についても市道側溝に放流する計画となっております。

総会資料22ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。



10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田です。

本件は、神納、率土神社の北側に位置する畑で、地番で〇〇〇に住宅を建築する案件です。去る7日午後1時30分、代理人の〇〇氏と現地で説明を受け、嫁いだ〇〇さんの娘夫婦は、現在4人家族で社宅住まいのため手狭になり、自分たちの家を持ちたいとの思いから、このような状況に至ったわけです。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番、渡邊ですけれども、ここに崖規制ラインというものがあるのだけれども、これは市が設けたラインなのかどうか。それを説明してください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（在原浩一君） 在原です。

済みません。市の設置した……

○24番（渡邊喜一君） 崖の規制ラインというものがこの真ん中のあたりにあるのだけれども、それは市が示したラインなのか。

○事務局（在原浩一君） これは市が指定したというか、現地の状況が今現在この崖ラインというところを頂点にして若干のりみたいになっています。その関係でここから下はのりとして固めるよと、傾斜がつくから、そこのラインということで、市が指定したものでなくて、これ設計者のほうで設定したことになります。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○24番（渡邊喜一君） もう一つ聞いておきたいのだけれども、地図記号で余りこんなの見たことないのだけれども、こうなってぐにゃぐにゃとなっているの、これ何を示しているのですか。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

その崖地ラインの細長いところでいくと右側の部分のものですね。これ地図記号とかでなくて、傾斜を意味したかったのだと思うのです。今現在も若干傾斜になっている関係で、そこを示す形で、このラインが入ったような表記になっております。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○24番（渡邊喜一君） はい。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第3号、整理番号1についてご説明いたします。議案5ページをごらんください。本件は、木更津市の法人が、市内在住の個人から申請地を使用貸借により砂利採取用地として一時転用している農地について、許可期間の延長更新をしようとする案件です。

なお、本件については、平成27年10月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料23ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡小学校幽谷分校から南東へ約1.1キロメートル、川原井青年館から南側へ約1キロメートル付近に位置する農地であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

申請内容といたしましては、許可を受けてある期間を延長しようとするもので、完了予定日を平成27年11月27日から平成29年1月31日まで延長更新しようとする案件です。

期間を延長しようとする理由としては、当該地は羽田空港D滑走路拡張事業用の山砂の搬出を主に行っていましたが、羽田空港事業において山砂の使用量が大幅に削減され、当初予定した量よりも砂の利用が少なかったことから、当初3年の計画から更新手続がなされており、現在の許可期間の平成27年11月27日までに事業の完了が見込めないことから期間延長しようとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 平成27年度第7次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 平成27年度第7次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第4号についてご説明いたします。今回の申請は、利用権の設定が8件で、417.59アールとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）9ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

○○○○さんですが、申請面積は40.84アール、再設定となります。

○○○さんですが、申請件数が2件で、申請面積は61.26アール、更新です。

○○○○さんですが、申請面積は20.42アール、更新となります。

○○○○○○○○○さんですが、申請面積は8.70アールで、新規でございます。

○○○○さんですが、申請面積は20.45アール、再設定でございます。

○○○○さんですが、申請面積は213.55アール、新規です。

○○○○さんですが、申請面積は52.37アール、新規となっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

24番、渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊です。

この〇〇〇〇のやつは性別が男で年齢が入っていないのだけれども、もしあれだったら男を消すとか、何か統一性を持ってやったほうがいいのではないかなと思うのだけれども。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 失礼いたしました。〇〇〇〇ですので、その辺十分注意したいと思います。申しわけありません。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

#### ◎報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

報告第1号についてご報告いたします。議案6ページから7ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成27年9月1日から平成27年9月30日までで、7件です。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

◎その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かございますか。

御園委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。

ちょっと前回の説明資料の中の確認なのですが、今度農業委員会、法が改定されまして人数等々の改定があったわけですけれども、前回資料いただいたわけですが、前回さっと説明がありました。その後、目を通して見たところ、農業委員の手当の問題なのですが、手当についてなのですが、この表紙の裏に書いてあるわけですけれども、この手当の中で木更津、君津、富津、袖ヶ浦と順に書いてあるわけですが、会長手当ですが、木更津が5万1,000円、君津、富津が4万3,000円、そして袖ヶ浦は5万5,000円という数字書いてありますけれども、この手当の基準と申しますか。この数字はどういった形からはじき出したものなのか、お伺いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） この見直しに当たっては、やはり庁内でも同様の質問をいただきました。

私のほうもできる範囲で調べてみたのですが、他市の状況なども聞いてみたのですが、いずれも根拠となる積算基準というものは存在していませんでした。金額については、各市とも農業委員さんだけではなくて、ほかの委員さんが多数いらっしゃいます。その委員さんの金額とも整合を図るような感じで設定をされているというふうに判断されます。したがって、積算基準はございませんが、市内のほかの委員さんとの整合を図っている結果だというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） この数字なのですが、何しろ今、袖ヶ浦市長選が真っ盛りでございますが、財政難、財政難という各方から発せられていることがあるわけですが、現況を見ますと、そういう状態の中で農業委員会だけが、君津郡市の議会のほうの議員の報酬もございまして、議会の手当も議員歳費においても、君津郡市は他市は大体歩調を合わせているようですが、君津と富津ですね、袖ヶ浦だけは議会のほうは若干低目に設定されて今日まで至っているわけですが、そういった中でこの農業委員会だけが、この君津、富津よりもはるかに上回る数字をいただいたということになると、やはりちょっと数字的に農業委員会はおかしいではないかというような市民からの声が出ないとも限りません。よって、ここら辺は農業の君津、富津等々と合わせたらいかかかなと、私個人の意見でございますが、そこら辺をいま一度審議し直されたいかかと思っておりますが、提案をさせていただきます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ちょっとお待ちください。

局長。

○事務局長（佐久間泰利君） お手元に配付しました資料、今のご指摘についてはまことにごもつとだと私も思っております。今回の改定、値上げになります。26年度も会長、職務代理、それから運営委員さん、こちらの活動状況と、そのほかの一般の委員さんの活動状況、地域での執行業務というのは、これは皆さん同一ではないか。地域によっては多少広い、狭いがございますけれども、同一ではないかと思えます。ただ、それ以外に法令業務、本日のような総会での審議、それから運営委員会による事前の審議、会長にあっては議会への出席その他県の団体、近隣市の団体、市内の団体ということで、かなりの日数を費やして活動されております。ですから、一般の委員との均衡を考えて、会長、職務代理、それから運営委員、こちらのほうの金額を引き上げさせていただいた。ただ、やみくもに引き上げるのではなくて、これは県内の状況ですとかを勘案してこの金額に至ったわけで、その点をご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） それぞれの役職の業務はもちろん、今までも県やいろいろな大会、あるいは打ち合わせ等々で出張したり、そういう点は今までもあったわけでございます。そういった中でありますけれども、財政規模、あるいは市の面積等々から勘案しても木更津よりも上だということはいかがかなという感じがいたしております。そういったことで、これは木更津を上回る金額を農業委員手当として出した場合、やはり市民から不可だという意見をいただくようなはめになりはしないかと思えます。せめて木更津と同等か、あるいは木更津以下にすべきではないかなと思っております。

やはり今回の改定、これは最終的には議会で承認されるということなのかしら……

○事務局長（佐久間泰利君） 議決ということになります。

○21番（御園 豊君） ということだと思います。そういったことの中でこの数字を、4市の数字を見比べたときに袖ヶ浦農業委員会が突出してこの数字が多いというご指摘されかねませんので、やはり当委員会としては、せめて木更津に準ずるか、あるいは木更津以下に設定をしたらいかがかなということを提案させていただきたいと思えます。皆さんのご審議よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ただいま御園委員から手当の報酬の件で提案がございました。提案内容について、賛成の方は……

〔「採決でなくて意見」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 失礼いたしました。ご意見ございますか。どうぞ。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。

これ先ほど局長のほうから算定基準ないということだったのですが、この前もらったところに算定資料あると書いてありますけれども、これはあったのですか。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 今回の見直しに当たって算定の根拠ですね、こういったものがないので、ちょっとこじつけになりますが、皆さんの3万1,000円という月額報酬を、法令業務に当たる部分と振興業務に当たる部分、これをおおむね半々というふうなことで考えまして、法令業務に関しては、通常の委員さんが年間出られるのは、毎月のこの総会のほう、研修会と合計20回ぐらいである。20回に対して、おおむねその報酬の半分1万5,000円が、それに当たるのではないかというふうに仮定した計算が、この算定資料ありということで、再計算をした結果、会長は年間70回ぐらいの回数出ておりますので、それで算定した結果、結果が出まして、結果はそのままではありませんで、その算定した結果から県の平均ですとかという状況を見ながら押さえていった、調整をしていった結果が、この表であるというふうなことでご理解いただきたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

○16番（奥野政義君） 報酬というのはいろんな形の見方があると思うのですが、農業委員会の会長につきましては、農業委員会の会長というだけではないのですが、やはりその職責というのですか、その職務の重要性に対しての重さというのもあると思うのです。そういうことを勘案したときと、もう一点、今御園委員さんおっしゃっていましたが、木更津市ということがありましたが、これは木更津市はあくまでも人口は袖ヶ浦の2倍以上ということになるかとは思いますが、農業委員会ですので農業ということに関していったときはどうなのかという思いもありますし、それであと70回ほど出て費用弁償全くないという職責、そういうことを勘案したとき、私はこの今事務局の出された案に賛成をしたいというふうに思っております。

○議長（中川喜一郎君） ほかにご意見がある方。

○21番（御園 豊君） 論議していただきたいと思いますが、1つ参考に伺いたいのですが、面積において木更津市のほうは、4市の中で袖ヶ浦、一番狭いわけでございまして、ただ農業委員会ですから面積に関してはどのくらいの面積があるのか。4市の農地の面積を参考にお伺いしたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） ちょっと時間いただきたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 行政面積は御園さんおっしゃるとおりです。今木更津市の用地の面積、調べさせていただきます。袖ヶ浦はちなみに農地全体で3,039ヘクタールというふうな面積になっています。たしか私の記憶ですと、木更津市と余り変わらないのではないかなというふうに記憶しています。木更津市の農地面積の結果、わかり次第、お知らせいたします。

〔何事か言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） では、休憩。4時から再開いたします。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

先ほどの件で何か。

○21番（御園 豊君） ちょっと待った。報告、面積を、私の。

○事務局長（佐久間泰利君） 今調べていますけれども。

○8番（積田雅美君） ちょっといいですか。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ、積田委員。

○8番（積田雅美君） 面積が出ていないみたいなのですけれども、ちょっと参考に聞きたいのですけれども、千葉県の農業委員会、総合的な各農業委員会に使われている金額というのは、袖ヶ浦市はどれくらいなのですか。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） その金額につきましては、以前にお配りした資料がありますが、まず県内36市の状況でお話をさせていただきます。県内の最上位市としましては、野田市の6万6,000円、会長は7万6,000円。最下位といたしましては、鴨川市、いすみ市が2万8,000円、会長は3万7,000円。県内36市の平均でございますけれども、4万3,300円、会長は5万5,400円というふうな状況でございます。ちなみに、近隣市、これは3万1,000円。状況は県内で32番目の金額であります。

以上です。

○事務局長（佐久間泰利君） 済みません。今調べてきたのですが、ちょっと間違いがございますので、もう一度。

○事務局長（佐久間泰利君） 木更津の農地面積なのですが、木更津の事務局に問い合わせたところ、あちらも今総会をやっている最中なので、職員はいるのですが、来客中ということで時間がかかっておりますので、わかり次第ご説明するというところでご了承願いたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） では、ほかに。

○21番（御園 豊君） 今の関連で。大分調べるのに時間がかかっているようでございますが、何しろ基本的には君津郡市4市全面積7万5,000ヘクタールあるわけでございますので、恐らく君津、富津は、袖ヶ浦よりははるかに農地も多いはずであります。木更津ももちろん多いはずであります。そういったことを考えますと、農地面積では他市に、4市の中で一番低いと思いますし、またそうした中で会長のみならず職員の方々の出番も他市も同様に回数は多いはずであります。そういったことを加味した中で、袖ヶ浦だけが特別に出番が多いということでもないかと推測するわけです。そういったこととあわせて、いずれにしてもこれ12月議会で決められると思いますけれども、何しろ農業委員会にご承知のように昨年度からいろんな不祥事が、市民に大変迷惑かけたし、農業委員会もいろいろな意味で汚名が出たわけでございますので、そういったことを考えても今回君津郡市突出して、農業委員会は不祥事にもかかわらず君津郡市の中で突出した金額を出したというようなことになると、



市民の方から後ろ指を指されかねないし、そういったことを考えてもやはりこの金額ではいかかかな  
と思っております。あしたこれらの問題についての会議があるようでございますので、ひとつ局長さ  
んにそこら辺を加味した数字、市民から後ろ指を指されない数字、そして農業委員会の昨年度の不祥  
事等々加味して、袖ヶ浦はああいったことがありながらこの数字は何だと、他市からも言われな  
ような妥当な数字等を出されることを願ひまして、局長さんに以下お任せしたいと思ひますので、そ  
こら辺の配慮をよろしく願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。

御園委員の考え方、これから事務局に願うことについては、私も全く反論はありませんが、私がこ  
の任期中に運営委員を仰せつかって進めてまいりました中で、関連して質問させていただきます。来  
年4月以降新たな農業委員、それからほかの委員が、推進委員とか決められるわけですけれども、現  
在行われている運営委員、それから研修委員、このシステムは全く同じ動きをされるのですか。それ  
をまずお聞きします。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） まず、運営委員のほうからお話をしたいと思ひます。運営委員につきま  
しては、運営委員の設置要綱という市の要綱に基づいて設置されるものとして、それが要綱がなくな  
らない限りは設置するというふうにご考慮をいただひて、来年度も農業委員の定数は減りますけれども、  
やはり大規模な案件の事前審議というふうな場合は絶対必要だと思ひますので、このまま継続していき  
たいというふうにご考慮をしております。

それから、研修委員のほうなのですが、研修委員は、皆さんの任意の委員であります。これにつき  
ましては、現行3年間の任期の中で3分の1ずつ持ち回りのような形で務められているかと思ひます  
けれども、研修という大事な要素もござひますが、それ以外に親睦、こういったものも含めて、その  
委員の務めを果たされているかと思ひます。こちらは任意の団体ですから、皆さんでもう一度議論し  
ていただひて、こういう制度を続けていくということであれば存続、必要ないということであれば、  
その時点で廃止されるかと思ひます。そういう団体であることをご認識いただひければと思ひます。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 運営委員制度は、要綱等を変える考えはない。したがって、現行どおりいく  
という今ご説明いただきました。先月の総会のときに配付された資料を見てみますと、その資料の一番  
最後に、農業委員などの報酬額、正式な積算根拠はないが、分析結果からの積算ということで示され  
ています。運営委員長、進行業務が1万5,000円、法令業務2万1,750、役職業務7,250、トータルす  
ると4万4,000円に相当する。ただし、ほかの市町村等、またはほかの委員との絡み合いからして、

運営委員長、運営委員、隔たりなく運営委員としてプラス4,000円を考えているという説明があります。運営委員は、これまでやってきた中で、ここで総会で各委員の方々が一生懸命法律根拠に基づいて、また状況を見て最終的な判断を下しておりますけれども、その基礎的な審査資料を検討を踏まえて関係者から意見聴取等する重要な業務でありまして、総会にほぼ匹敵する、または案件によっては総会以上の深い掘り下げをしなくてはならない業務と私は実感しております。そういう中では運営委員長、運営委員、差をつける必要ないかもしれませんが、運営委員としてプラス4,000円は、ちょっと安いかなと思います。少なくとも今3万1,000円、現行でありますけれども、少なくとも1万5,000円か2万円ぐらいは、ここで積算した法令業務、委員長2万1,750円とありますけれども、これに近い額は、また運営委員として1万4,500円とありますけれども、これに近い額はぜひとも上げるような意見を改めて、あした何かあるそうですね、そういう席上で農業委員の役職、責任、ましてや運営委員としての仕事、それを力説していただいて、要請にとどめることなく、もっと上げてもらえるように、ぜひともお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 局長どうぞ。

○事務局長（佐久間泰利君） 今回の御園さんのほうのご意見の中にもありましたし、高浦さんの意見の中にもありましたとおり、明日庁内の最終決定をする会議がございます。ここで私どものほうから提案させていただきまして、本日の総会でこういう意見があったということをごきちんと言った上で、明日審議いただくつもりであります。その点をご了承いただきましてご理解ください。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかにありますか。

地引委員。

○20番（地引正和君） 御園委員からは下げろ、それから副委員長からは上げろという意見がありますが、これはあくまでも個人的な意見だと思うので、やっぱり皆さんに賛否をとって、それを局長に持って行ってもらうという方法が一番いいのではないですか。こういう個人的な意見があったよでは、あした行かれないと思うので。どうでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 地引委員長の意見、私は賛成です。要するに委員の誰からこういう意見があったのではなくて、農業委員会としての総会の中でこういう意見があったという言い方でないと、やっぱり受けるほうも受けてくれないと思うのですね。ですから、そういう言い回しの中できちんと言報告、お願い等していただければよろしいのではないかと思います。そういう意味では私は地引委員の意見に賛成です。

○議長（中川喜一郎君） 今お二方の意見をこれを十分あすの会議に反映させていただきます。それでよろしいですね。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかにないですか。

事務局のほうから何かございますか。今の関連でなく、次に。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

先月の総会において空き家に関する事項として、現在ある空き家の取り扱い、空き家がふえている一方で、新たに行われる宅地開発の捉え方、考え方、市としての空家に対する取り組みについてのご質問をいただきました。そのことについて、市の所管課である都市整備課の担当者に本日出席いただきましたので、ご説明のほうをいただければと思います。

○都市整備課開発指導班班長（室武 顕君） お時間ありがとうございます。都市整備課の開発指導班班長をやっております室武と申します。こちら担当の安藤でございます。

開発指導班の業務内容といたしましては、宅地の開发行為、また建築の確認申請、これを県と取りつぎ、また空き家対策、などがございます。それと、ご質問いただきました、空き家がふえているのになぜ宅地開発のために農地転用しなければならないのか。また、まず空き家の活用が必要ではないかということと思われま。これにつきましては、私ども都市整備課のほうでも宅地開発が進む一方で、少子高齢化、また核家族化、また世帯構成の変化、これによって子供が就職を機に家を離れてしまったり、このようなライフスタイルの変化によって空き家が増加しつつあるということは、これは住宅供給における課題の一つとして認識しております。現在市のほうでは宅地開発事業、これにつきましては、都市計画法に基づきまして適切に実施されるように指導するとともに、国全体で今後増加が予想されております空き家につきましては、これを早急に対応すべき課題として空き家の条例や法律、これにより所有者により適正に管理されるよう意識啓発や指導、助言などの取り組みを行っております。具体的にはこの4月、市のほうの空き家の条例を施行いたしました。また、5月に国のほうの空き家の法律のほうが全面施行になっております。これに基づきまして外部に、周囲に影響のある空き家、適切に管理されていないものについては、その所有者を調査しまして、相続等で時間がかかるものとか個別の事情はあるのですけれども、その所有者を探しまして適切に改善するように指導のほうを行っております。一方で、土地、建物につきましては、これは個人の財産でございます。法的に問題のない範囲での利活用につきましては、行政が制限を設けるということはできませんが、空き家を有効活用するための仕組みとして、現在空き家バンク制度、こちらのほうを検討しております。今後も周囲に影響を及ぼしている適切に管理されていない空き家の改善のためには、空き家の対策を法律や条例に基づいて粘り強い指導を継続するとともに、将来的に増加が予測されている建物、こちらの空き家化を防ぐために、先ほどの空き家バンク制度、これはホームページをつくりま。これで外部、市外の方から利用したいという方と空き家をお持ちの方の利用の整合性、マッチングを図るような仕組みを考えております。2本立ての対策によりまして、まずは今ある空き家の減少、そしてこ

れからふえることが予測されている空き家、これがふえないように、なるべくふえないようにしていくというこの予防を進めていきたいと考えております。現状で空き家のほうの対応についてはそのようなことを考えております。

何かご質問等ありましたら。

○議長（中川喜一郎君） 今説明をいただきましたが、何か質問。

どうぞ。

○16番（奥野政義君） 前回私のほうで質問させていただいたのですけれども、実際問題袖ヶ浦市、人口はさほどふえていないにもかかわらず、前回の総会のときに新たに宅地建てられるのではないかと思われた、100棟ぐらいあったのかな全部で。今後の予定にそれらも入っているかもしれないのですけれども、そういうことを考えたときに、それとあとの間、長浦地区の農地パトロールでも前回出された予定地のところを見たのですけれども、すぐ隣にまだまだ立派な十分使える、建てたばかりだなという感じの空き家が1件やっぱりあったのですよ。そういうことを考えていったときに、今おっしゃることも十分わかりますし、また対応していつてくれるのだと思いますけれども、具体的にはちょっと私どもとしては素人なのでわからないのですけれども、より有効な手だてを打っていかないと、やはり私らも農業委員として、前にも誰か言っていた、農業委員として優良農地を守るというよりも、今までやってきたことは法令に合っているから、それは宅地開発やむを得ないなということのほうが多かったような気がするので、そういうジレンマがありますので、その辺でやっぱり、中央行政は縦割りかもしれないのですけれども、末端行政においてはいろんな課が連携し合った中で、将来的な見地でいろいろな対策を立てていただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

○都市整備課開発指導班班長（室武 顕君） とてもありがたい、市内のことを細かいところからよく見ていらっしゃるなということが、よくわかります。我々のほうも今のお話を本当に今後宅地開発、またその市場の動向など見きわめながら注意深く見守っていきたいと考えております。

○議長（中川喜一郎君） 空き家対策に対しての説明会は、これでよろしいですね。

〔都市整備課担当者退席〕

○議長（中川喜一郎君） では、次に行きます。

次、局長からお願いいたします。

○事務局長（佐久間泰利君） 次は、その他ということで新制度での委員の改選について若干お話をさせていただきます。

先週皆さんに送付させていただきました各区長への制度の改正、この案内のとおり新たな制度での改選と推進委員の委嘱、こちらについて動き始めたところであります。本来であれば確定したものをきょうのこの総会で皆さんに法律の改正、これからの改選の手続、こういったところをご説明するべきところではありましたが、現在に至っても法律の詳細を示す国の政令や省令、これがまだ案の段階で確定してはおりません。しかし、12月の定数条例の制定、来年3月の農業委員の同意、これ

らの議会の期限が迫っておりますことから、見切り発車の感ではございますけれども、進めさせていただいております。今後の予定といたしまして、今月末までに該当する委員の推薦をいただく区長さんへは、地区推薦の準備をお願いする文書をお送りすることとしておりましたけれども、庁内の手続の中で直接出向いて説明をしなければ地区の理解が得られないというふうな指摘がございまして、11月中に5地区別々に制度改正と推薦の手続の説明、これをさせていただくことになりました。日程は、現在市民活動支援課にて地区の代表者と調整中でございますけれども、おおむね11月中に実施する予定となっており、農業委員の皆さんにも都合のつく限り、その説明会に参加をいただきたいと思っております。委員の皆さんへのご説明も直接伺うことが本来でありますけれども、資料のほうの準備ができ次第、郵送をさせていただきます。資料に基づいて地区の説明会の対応方よろしくお願いたします。順序が逆転してしまいまして皆さんにはご迷惑をおかけしますけれども、来年3月までという短期間での対応にご理解をいただきましてご協力をお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、ほかにごございますか。よろしいですね。

〔何事か言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 今の件、事務局のほうでなければ、その他で。

○26番（藤井幸光君） 今の件。地区代表、これもう決まっているのでしょうか。

○事務局長（佐久間泰利君） お手元の資料につきましては、いつその説明会を開催するかというふうなことで、それによって市民活動支援課のほうで日程の調整に入ってもらっています。ですから、日にちが決まり次第、地区の農業委員さんについてはご連絡をしますので、都合のつく限り出席してもらいたい。

○26番（藤井幸光君） 決まったら我々のほうへ連絡くれるということ。

○事務局長（佐久間泰利君） これはなるべく出ていただきたいところなのですが、やはり皆さん予定がございまして、都合のつく限りということでお願いしたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですね。

○26番（藤井幸光君） わかりました。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 配られた、この説明会の資料についての説明はありますか。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） その説明会の資料、皆さん向けにということで、これからつくりますので、でき次第郵送をさせていただくというふうに考えています。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですね、郵送するというので、何か確認があればどうぞ。

○3番（高浦芳一君） 済みません。では、教えてください。今配られたこの資料、皆さん方持ってい

まず、この資料で、私は中富地区に該当しますので、この日程調整、意向として11月いつなのか。状況は土日で、日にちは11月のというふうに書いてありますけれども、これいつなのかというのは誰の意向ですか。それと、誰の意向で、どういう状況でということ、ちょっと参考に教えていただけますか。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 配られているものは、きのうまでに市民活動支援課のほうで自治連の地区の代表の方に連絡をとって、こういうことで説明会をやりたいのだけれどもというふうなことを案内したところ、11月中はいつでもいいよと言ってくれた地区もあれば、いつごろというふうな指定があった地区もありました。ばらばらなので、こちらとしてはお願いする立場なので、先方の意向に沿っていききたいなというふうに思っておりますので、今のところ結果は空欄というふうになっています。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 日にちは誰が決めるのですか。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 日にちはその地区の代表の方にお任せしたいと考えております。

○3番（高浦芳一君） ちなみに、中富地区はどなたですか。

○事務局長（佐久間泰利君） 申しわけないです。その点はお任せしてしまっておりますので。

○3番（高浦芳一君） 要は私が心配するのは、自治連の代表者の方が誰かいますよね、中富地区で。その方が市から説明すると言っているから、いついつ全部調整をして決めていってくれるのかなというのがちょっと心配なのですよ。

○事務局長（佐久間泰利君） そのとおりだと思います。例えば連絡をして、すぐにはわからないというふうなことで、その意向という形で大体11月だったらいいですよというふうな意向はいただいておりますけれども、具体的な日にちについては、日時についてはまだ未定です。その辺は地域へ投げかけていただいて皆さんで決めていただいて、その結果をこちらに連絡いただくというふうなことになっていますので、代表の方の意見だけではなくて、出席者、各区長さんもいらっしゃいますので、そちらのほうの都合も聞いた上での日時の決定というふうになろうと思います。

○16番（奥野政義君） いいですか。確認なのですけれども、これ現職の農業委員もこの説明会に出るということなのですか。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） ちょっと地区は聞いておりませんが、その連絡をとったときに農業委員、地元の農業委員さんも出てもらいたいというふうな意見を地元から聞いております。私どももやはりできる限りは現行の委員さんということで出ただけならばというふうに思います。先ほども言いましたけれども、皆さんには今回の改正、後手後手になって大変申しわけない。まだ概略ぐらいしかご説明をしていなかったのですけれども、皆さんが地元の農業委員としてこういう状態だということ

で、皆さんの議論する場のアドバイザーのような形でお話をしていただければというふうにも思っております。

○16番（奥野政義君） もう一点いいですか。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○16番（奥野政義君） それはその出てほしいという連絡は誰から来るのですか。地元、自治連のほうから。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 地元の自治連の役員さんのほうからこちらに連絡がございます。その結果は、事務局のほうから各農業委員さんにはお伝えしたいと思っております。

○16番（奥野政義君） わかりました。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） その自治連の代表者に、市役所のどこの窓口が自治連の誰に発したか、それ文書か何か写してもらえませんか。そういう動きをしているかどうかというのは、していないと思って、実はこういうふうにしてお願いをしたいというふうに言おうと思っていたのです。お願いしようと思っていたのですよ。もしちゃんとこういうふうにしてあるよと言えば、私どもの三谷区長、それから岩井のほうの方にお話をして、こういうことで来ることになっているから準備しておいてください、または対応してくださいという言い方をしたいのですよね。既に14日付で出すという文書をいただいています。こういう案文で出したいと。あれはもう既に連絡してあるのです。

○事務局長（佐久間泰利君） まだ情報提供という形。

○3番（高浦芳一君） そうです。ですから、実際には誰々からこういうふうに文書出してありますから、一応委員の方は承知しておいてください。ついては、日にちが決まったら事務局から各農業委員に連絡来ますから極力出席してくださいとか、そういうめり張りのついた指示をしていただかないと困る。お願いします。ちょっと後でいいですから教えてくださいませんか。

○事務局長（佐久間泰利君） 高浦さんの希望するような段取りというのはしておりませんでしたので、これから自治連の担当課である市民活動支援課、こちらのほうと調整して、きちんとした文書で開催をお願いすると。それに対して、いついつ開催というお返事をいただくというふうな段取りにしたいと思えます。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） ということは、このペーパーは口頭でお願いしてあるのですか。口頭で。文書できちんとお願いしたほうがいいですよ。

それと、ここに、ペーパーにある中ほどの地区担代表者というのは、どういうふうを書いてもらおうとしているのですか。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

- 事務局長（佐久間泰利君） それは今回日程調整等連絡し合った責任者といいますか、その方はどなたですかというふうなことで書いてもらおうかと思っています。間に市民活動支援課が入ってワークショップというよりも、私のほうから直接のほうの話が通りやすい場合もありますので、直接連絡させてもらうときもあるということで、この方を書いていただくかなと思ったのですけれども。先ほども言いましたけれども、文書をもってもう一度正式にやらせていただきます。
- 3番（高浦芳一君） お願いします。
- 議長（中川喜一郎君） この関連の何か、どなたかありますか。
- 19番（佐久間保夫君） 私の場合、農協から出ていて、担当は小路のほうになっているのですが、小路のほうの説明会に出るということですか。それとも住んでいる根形地区のほうの農業委員ということで出ることか、どっちで。
- 議長（中川喜一郎君） 局長。
- 事務局長（佐久間泰利君） 確かに推薦委員さんのお立場ですと、そういうことになろうかと思えます。ちょっとその部分は想定してはいなかったのですが、選挙委員の皆さんについては地元からの選出というふうなことでなっていますので、選挙委員については地元の説明会にお願いしたい。選任された委員さんについては、地元でもいいですし、担当地区のほうでもよろしいかと思えますので、都合がつく限り出ていただきたいというふうに考えます。
- 議長（中川喜一郎君） ほかに。  
渡邊委員。
- 24番（渡邊喜一君） もう小曾根、勝、野田は農業委員が1名、推進委員が2名という枠が決まっているので、それに基づいて、ある程度動こうとしているのだけれども、いろんな説明会とか何かから組まれているようなのだけれども、その辺のところ無視しながらでも、もう候補者選びとか、そんなやつを進めていかどうか、その辺ちょっと確認しておきたいので。
- 議長（中川喜一郎君） 事務局長。
- 事務局長（佐久間泰利君） 先手先手というふうな動きは悪いことではないと思えますけれども、今回今お話をした説明会は、私どものほうで当初計画にございました。これも地元へは直接出向いて、きちんと説明しないとわからないだろうというふうな役所の中から意見が出ました。私のほうもごもつともだというふうに理解しまして、急遽こういうような地元説明会、地区説明会というものを計画しました。今渡邊さんの言った自分なりに進めるというふうなことに対して、こういう説明会がありますからということで情報をお話ししませんと、トラブルのもとになりますので、本日お知らせをさせていただきました。
- 議長（中川喜一郎君） 今農業委員の推進委員の推薦についての話ししていますけれども、ほかにどなたかありますか。よろしいですか。
- 21番（御園 豊君） 面積。



- 議長（中川喜一郎君） では、農地面積について発表いたしますので、お願いします。
- 事務局長（佐久間泰利君） 先ほど来、木更津市の農地面積、大分時間がかかって申しわけありませんが、今調べた結果ですと木更津市は3,044ヘクタール。ですから、袖ヶ浦が3,039ヘクタールですから、ほぼ農地の面積としては同じというふうな状況でございます。以上です。
- ちなみに、君津が4,000ヘクタール、富津が3,162ヘクタール。農地面積はいろんな捉え方がございますけれども、基本的には農業委員会が持っている台帳からの面積というふうなことでご理解いただきたいと思えます。
- 議長（中川喜一郎君） 耕作面積については以上でございます。
- では、次に移ります。よろしいですね。
- 事務局、それから委員の方からのお話は以上で終わります。
- 20番（地引正和君） さっき皆さんに賛否をとってというの、どうなった。個人的な意見だから皆さんの同意を得て事務局が持って行った方がいいでしょうという話。
- 議長（中川喜一郎君） ちょっとお待ちください。
- 議長（中川喜一郎君） では、皆さんにお諮りいたします。あくまでも我々農業委員会として参考として、これは賛否を問いたいと思えます。
- まず、値上げ、引き上げ案賛成について挙手をお願いします。
- 20番（地引正和君） 先ほどの話でいくと、片一方は下げる、片一方は上げるだよ。だから、1つずつやっていたら。会長の件と運営委員会の件で別にしたほうがいい。
- 議長（中川喜一郎君） では、1つずつ行きます。
- 25番（笹生 猛君） いいですか。
- 議長（中川喜一郎君） どうぞ。
- 25番（笹生 猛君） そもそも賛否を問うということがいいかどうかと聞かないと、あれなのではないでしょうか。そこら辺ははっきりしないで、どう進めるというのを決めないと、何に対して賛成していいのか整理しないと、それがわからないと何だかよくわからないので。
- 議長（中川喜一郎君） では、賛否を問うことについて賛成の方。
- 3番（高浦芳一君） 何の賛成か。
- 3番（高浦芳一君） 何の賛否を問うかをしっかりともう一度確認しないと。
- 20番（地引正和君） 1つずつ。
- 3番（高浦芳一君） 地引委員の言ったことについて賛否をではだめですよ。やっぱりこのことについて賛否をとという言い方をしないと趣旨がはっきりしないのですよ。
- 議長（中川喜一郎君） 失礼しました。それでは、報酬額が引き上げか現状か、その賛否を問います。
- 現状維持の賛否をとります。
- 20番（地引正和君） 誰の、会長の報酬か、運営委員長の報酬か。それ賛否をではやっぱりだめだよ。

2つあったのだから問題は。

○事務局長（佐久間泰利君） ですから、最初に今回この報酬額の上げ下げについては、会長以下ほかの方もいらっしゃるかもしれませんが、まずは賛否を問うて、それから先に進めるかどうかという意味で。

○20番（地引正和君） それから、1つずつやっていくということ。

○事務局長（佐久間泰利君） はい。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。では、会長の……

〔何事か言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 報酬額を引き上げか、現状か、この賛否を問う。

○21番（御園 豊君） ちょっと待って、ちょっと待って。現状とは言わないのだよ。私の質問は、現状ではなくて、君津都市の農業委員手当に準じた数字を出したらいかがですかと私は言ったわけ。あえて細かくもっと言えば、木更津が5万1,000円ですから、木更津よりは上げるべきではないのではないですかと、私が言っているのは。現状ではないです。この数字を見直したらどうですかということ。

○事務局長（佐久間泰利君） 皆さん、その案の数字というのは、今お手元にありますか。その金額、引き上げた金額。持っていない。

〔「あります」と言う人あり〕

○事務局長（佐久間泰利君） ちょっとコピーとってきて。

○議長（中川喜一郎君） では、用意しますから、暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） それでは、会議を再開いたします。

報酬案について農業委員会として意見をまとめるため、個々の金額について賛否を問うことに賛成か反対か。まず、このことについて賛成か、賛成の方。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 15。

○議長（中川喜一郎君） 反対の方。

○議長（中川喜一郎君） 8。

〔反対者挙手〕

〔「1人手を挙げていない」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） もう一遍、賛成の方。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 失礼しました。16対8。

○議長（中川喜一郎君） 16対8です。賛成のほうが多い、賛成多数です。

次に、賛成多数でありますので、あと個々に確認いたします。

まず会長、会長は原案のとおり、今私がいただいている金額、これが4万。会長は原案のままか、引き下げか。まず、現状のままの方。

〔何事か言う人あり〕

○20番（地引正和君） その質問ではない。木更津と同じ、同額にしろということで、現状のままではなくて。

○4番（篠原 覚君） いや、同額にしろと誰も言っていないですよ。数字は誰も言っていないです。上げろという人だって1万か2万かなんて、そんなことを言っているわけでは……これという数字を言ったわけではなくて。

○3番（高浦芳一君） 要は改正額は4市の額に準じていないので、もうちょっと安くしてくれないかと、すべきではないかという意見なのでしょう、この点は。だから、極端な話、現改正案ではなくて、減額の方で採決すべきではないの。

○議長（中川喜一郎君） それでは、会長の金額について、今資料のとおり5万5,000円となっておりますが、この数字にしていくのか。それとも木更津程度に引き下げるか。この2つのうちのどちらかということでよろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 資料のとおりか。まず、資料のとおりに採決します。

〔何事か言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） だから、事務局で提示されたことで、資料のとおり賛成の方挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 11。12。

○3番（高浦芳一君） あくまでも現行、改正、現在の改正案の額か、それ以下。

○議長（中川喜一郎君） 近隣に合わせるかのことですね。近隣に合わせるか。

では、もう一遍行きます。近隣の状況に合わせることに賛否を問います。賛成の方はお願いします。

〔「近隣に合わせる」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 近隣に合わせる。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 7人。

両方に手を挙げていない人いますか。19人しかいない。

○4番（篠原 覚君） 僕なんか何の賛否しているのか。ちょっといいですか。当初局長はこういう意見とこういう意見が会議で出ましたということをつけて局長の会議に臨むというまとめでしたよね。僕それ賛成なのです。これに賛成か反対かというふうに分けてしまったほうがわかりやすいです。こ

ここで幾ら幾らって別に決めることはないと思いますよ。誰からも出ていないのだから。局長が意見を  
持っているのに賛成か反対か、2つだけでいいかなと思うのです。

○議長（中川喜一郎君） 今会長手当のところだとまっていますけれども。  
暫時休憩します。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局長のほうから説明していただきます。

○事務局長（佐久間泰利君） 今採決というふうな流れに水を差すようで申しわけございませんが、農  
業委員さんの報酬額につきましては、明日庁内の最高決定会議でもあります政策会議というのがござ  
います。そちらのほうの席に私どもの案として、お手元の資料のほうで提案する予定となっております  
すけれども、本日の総会におきまして、会長の手当が高いことから近隣市に準じた額にすべきである、  
案のとおりであるという意見があったこと、また運営委員の手当については、労務費から増額する割  
合が低いのではないか、引き上げ額が低いという意見があったこと、この3点について、私のほうか  
ら会議の委員のほうにきちんと伝えるということでご了承願えないでしょうか。

〔「はい」「賛成」と言う人あり〕（拍手）

○議長（中川喜一郎君） 議事の進行が下手で申しわけありませんでした。

ほかに何か委員の皆さんからございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第33回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時46分 閉会